

# 三次市ニホンジカ及びイノシシ捕獲報奨金を交付します

近年、特に増加しているニホンジカ及びイノシシの生息数を抑制し、農作物被害等の軽減及び森林生態系の保全を図るため、狩猟期間中にニホンジカ又はイノシシを捕獲した場合、報奨金を交付します。

## ● 報奨金の交付対象者

- ア 三次市内に居住し、広島県による当該年度の狩猟者登録を受けた方
- イ 世帯員全員が納期限の到来した市税、料等を完納していること

## ● 報奨金の対象

狩猟期間中（11月15日から2月末まで）に、市内において捕獲したニホンジカ及びイノシシ

※ 市外での捕獲及び事故死、自然死などの場合は、報奨金の対象外です。

## ● 報奨金の額

1頭あたり2,500円

## ● 申請に必要な書類等

- ア 三次市ニホンジカ及びイノシシ捕獲報奨金交付申請書（様式第1号）
- イ 広島県の当該年度の狩猟者登録証の写し
- ウ 捕獲場所が確認できる地図
- エ ニホンジカ・イノシシ捕獲実績個表（様式第2号）  
※捕獲日、捕獲場所、捕獲方法、捕獲した個体の性別（推定）を記入してください。
- オ 捕獲したニホンジカ・イノシシの尻尾（ビニール袋に入れ密封して持参してください）
- カ 三次市ニホンジカ及びイノシシ捕獲報奨金請求書（様式第4号）  
※振込先の金融機関、口座番号、名義人を記入してください。
- キ 個人情報閲覧に関する同意書

## ● 申請期限

捕獲後、2週間以内に申請してください。最終締切日は、毎年3月15日です。

## ● 現地調査等

他自治体で行われている類似事業において、不適切と認められる事例が発生していることから、三次市では虚偽申請等の防止を図るため、現地調査や聞き取りを行うことがあります。

【問い合わせ・申請】

三次市産業振興部農政課農林振興係

（電話：0824-62-6164）または三次市各支所